

(備考)

1 調査票の発送先は、次のとおりである。

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府（内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、衆議院事務局、衆議院法制局、裁判官訴追委員会、参議院事務局、参議院法制局、裁判官弾劾裁判所、国立国会図書館、最高裁判所

なお、次の中央省庁の調査票は、①調査対象法人がないため、又は②調査対象法人はあるが、当該法人が他の中央省庁の調査票に掲載されているため、本報告書には掲載されていない。

① 調査対象法人がない中央省庁

内閣法制局、衆議院事務局、衆議院法制局、裁判官訴追委員会、参議院事務局、参議院法制局、裁判官弾劾裁判所、国立国会図書館、最高裁判所

② 調査対象法人はあるが、当該法人が他の中央省庁の調査票に掲載されている中央省庁

内閣官房、人事院、会計検査院

2 各法人の状況は、平成20年4月1日現在における状況である。

3 「国家公務員再就職者」は、国の機関に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員を退職し、当該団体に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

(注1) 国の機関には、外局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、出先機関等を含む。

(注2) 「国家公務員」には特別職を含む（ただし、国会議員、国会議員秘書、國務大臣、副大臣、大臣政務官及び裁判官を除く）。

また、専ら教育、研究、医療に従事した者等を除く。

4 共管法人については、共管する府省のうち、いずれか一つの府省の調査票に掲載することとしている。

なお、複数の府省から補助金等の交付を受けている特定非営利活動法人又は複数の公益法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人（以下、「公益法人等」）から出資を受けている法人については、もっとも多額の補助金等を交付し、又はもっとも多額の出資をしている公益法人等を所管する府省（補助金等交付額又は出資額が同額の場合は、建制順位の高い府省）の調査票に掲載することとしている。

また、複数の府省から再就職者を受け入れている「特定営利企業」については、もっとも再就職者数が多い府省（再就職者数が同数の場合は、建制順位の高い府省）の調査票に掲載することとしている。

5 「金銭の交付」は、補助金等の交付及び契約に基づく行為を指す。

(1) 「補助金等」は、予算書・決算書における補助金及びこれらに類するもの（契約を伴うものを除く）並びに委託費をいい、負担金、交付金、補給金等の名称を問わない。

(2) 「契約」は、全ての契約（支出の原因となるもの）を指す（補助金等に該当するものを除く）。

なお、「金銭の交付」の時期は、平成19年度において、「補助金等」の場合は交付決定時、「契約」の場合は契約締結時を基準としている（交付決定・契約締結に至る前の内示・落札等があった場合も含む）。

また、「金銭の交付」の金額が5百万円未満のものは除く。

6 金額の表示は、百万円単位としている。

7 「-」の表示は、次の場合である。

- (1) 金銭の交付件数及び金額が「0」の場合（なお、人数が「0」の場合には「0」と記入）並びに1件当たりの交付額が5百万円未満の場合
- (2) 回答が困難な場合
- (3) 法人の協力が得られない等調査不能な場合

8 調査対象法人のうち、国家公務員再就職者がいない法人及び国家公務員再就職者数が把握できない法人等は、「該当なし調査対象法人一覧表」に掲載している。

なお、国家公務員再就職者数が把握できない法人等については、「調査票」にも掲載している。

9 「国家公務員法第103条第3項に基づき、再就職に当たって人事院の承認を必要とする営利企業」については、平成15年から平成19年までの5年間に、国家公務員法第103条第3項に基づく人事院の承認の処分又は自衛隊法第62条第3項に基づく防衛大臣の承認の処分を受け、元国家公務員が再就職した営利企業（本予備的調査においては、法人種別として「特定営利企業」と記載）を対象としている。

10 国家公務員再就職者には、調査票を提出した中央省庁（以下、「調査票提出省庁」）の出身者以外の国家公務員再就職者が含まれる。また、金銭交付には、調査票提出省庁以外の中央省庁からの金銭交付が含まれる場合がある。

なお、各法人について、国家公務員再就職者数に調査票提出省庁の出身者以外の国家公務員再就職者が含まれる場合又は金銭交付に調査票提出省庁以外の中央省庁からの金銭交付が含まれる場合には、それぞれの該当記入欄（(4)、(6)、(9)、(11)、(13)及び(23)）に「*」を付している。